

# 「一人ひとりの人権を尊重する保育とは ～自分の保育をみつめて～」



Start **は** **っ** **と** **ふ** **っ** **と** **ほ** **っ** **と** **す** **ご** **ろ** **く** Goal



今年度の人権保育プロジェクトでは、「不適切保育」が全国で多数報告されていることもあり、そのことについて話題が多くあがりました。しかし、一方で「『不適切』というワードが私たちがめざす保育を委縮させてしまうことがあってはならない」と考えました。

一人ひとりの人権を尊重する保育を実現するには、保育者が「不適切な保育」について考えることは必要ですが、それ以上に「適切な保育・適切なかかわり」について考えることが大切です。そのために何が必要かを考える中で、プロジェクトメンバーから「『子どもの権利条約』の中の『意見表明権』を私たちがもっと意識することが必要」「子どもの意見をそのまま受け止めることが子どもの最善の利益になるのだろうか」との声があがり、自分が経験したことや思いを出し合いました。そして、話し合われた内容をもとに、「はっとふっとほっとすごろく」を作成しました。

すごろくには、保育の具体的な事例から自分の保育をふり返るマス、子どもの意見・思い(意見表明権)について考えるマスなどがあります。すごろくを活用することを通して日々の保育について「はっと気づき、ふっと笑い、ほっとする」ことで、「適切な保育・適切なかかわり」に視点をあて、自分の保育をふりかえり、今日からの保育への自信につながることを期待しています。是非、各園・所の実態と重ね、楽しみながら職場研修や日常の保育の場で、活用いただければ幸いです。

## (プロジェクトの様子)

自分のこと保育を語ろう



既存の成果物を体験しよう



2024年度人権保育プロジェクトメンバー



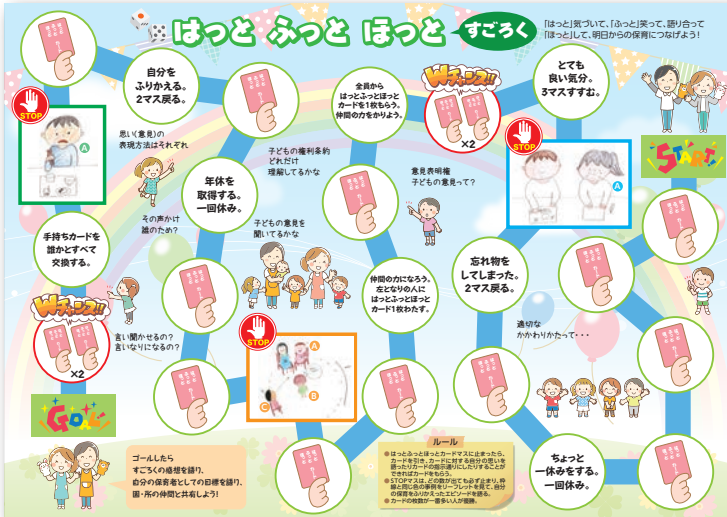
一人ひとりの保育をふり返って考えよう



すごろくをつくろう



# はっとふっとほっとすごろくシート



「はっとふっとほっとすごろく」は、すごろくを通して、「はっと」気づいて、「ふっと」笑って、語り合って「ほっと」して、今日からの保育につなげることを目的としています。

子どもの権利の1つである「意見表明権」について考えたいことや同和保育で大切にされてきた視点については「STOPマス」として、実際の保育場面での事例をもとに自分の保育をふりかえることができます。

(すごろくのルールについてはすごろくシートに記載)

## ねらい

- 「適切な保育・かかわり」について考える
- 子どもの権利「意見表明権」を意識する
- 自分の保育をふりかえる

## 準備物

- すごろくシート
- はっとふっとほっとカード
- リーフレット  
(上記はHPよりダウンロード)
- サイコロ

## 活用方法

- 各園各所内での研修
- 保護者会等の場で活用  
(保護者と保育者でグループをつくり、子育て・保育について話し合うツールにする)

# はっとふっとほっとカード



できた時だけほめていただけますか？	叱るときの方が名前を多く呼んでいませんか？	「あれダメ！ それダメ！」理由をきちんと言っていますか？
肯定的な言葉がけできていますか？	ストレス解消法は何か話してください。	保育の中でイライラしてしまったら、あなたはどうするか話してください。
職員どうしでの語り合いで、心に残ったことを話してください。	「ちよつと待って」口ぐせになっていませんか？	子どもとの約束守れていますか？
「早くしてー」それって誰のため？	怒る前に子どもの思いを聞いていますか？	自分の大事は、みんなと一緒ではないよ。

すごろくの中で「はっとふっとほっとマス」に止まったら、「はっとふっとほっとカード」を山札から引きます。そのカードに書かれている指示通りにしたり、書かれていることについて自分の考えや思いを伝えたりすることができればそのカードをもらいます。(指示通りにできなかつたり、考えや思いが伝えたりできなければ山札の一番下にカードを戻します。)

カードの内容には、日々の保育の場面で「はっと」なること、「ふっと」笑える指示、「はっと」できる言葉などがあります。カードに書かれていることについて考えることで学び合い、語り合いたいただけたらと思います。

三重県人教HPから空欄の「はっとふっとほっとカード」をダウンロードできるようになっていますので、是非オリジナルの自分たちの保育について考えられるものを作ってみてください。

※「はっとふっとほっとカード」はダウンロード後は切ってご使用ください。

○「はっとふっとほっとすごろくシート」・「はっとふっとほっとカード」のデータは、公益社団法人三重県人権教育研究協議会のホームページからダウンロードできます。公益社団法人三重県人権教育研究協議会 <https://www.sandokyo.jp>





# 保育の中で意識したい「子どもの権利」と家庭とのつながり



※(公財)日本ユニセフ協会 子どもの権利条約アイコンより



子どもにもっともよいことを

## 第三条 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。



意見を表す権利

## 第十二条 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

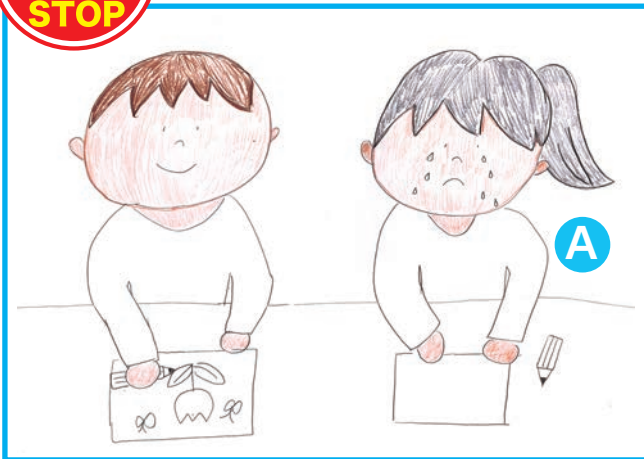
その子がかかわるすべての活動において、その子の思い(意見)を尊重したうえで、その子にとって最もよいこと(最善の利益)がまず考慮されなければなりません。つまり、おとなの事情や既存のルールが、その子の利益より優先されてはならないのです。また、子どもは様々な方法で思い(意見)を表明しています。保育者は積極的に思い(意見)をくみ取ることが大切です。

しかし、保育者は「子どもの思い(意見)をそのまま受け止めきれない」自分に悩む時があります。そのような時はなぜその子がそのような表現をしているのか。表現に込められた思い(意見)を考え、家庭とのやり取りを密にすることを通して、その子を取り巻く家庭環境やくらしを知ることが大切です。家庭と連携することでその子にとっての適切なかかわり方や、家庭でおかれている状況が見えてくることもあります。

下記からのすごろく内(STOPマス)にある3つの事例についても、これらの視点でも考えてみていただけたらと思います。



## 事例① 「絵を描くあそびの時のA」



みんなが楽しく絵を描く中、Aは泣いてしまい描くことをやめてしまいました。あなたはAにどのようにかかわりますか？

もうすぐ参観。飾りたい…  
当たり前のようにみんなで  
絵を描いているけど…



はつと!

なぜ描かせたい? 誰のため? Aにとっては苦痛な時間になってない?

「きれい」「上手」など絵そのものを評価したり描けたことをほめてばかりしていませんか?

**子どもの権利条約 三条 子どもの最善の利益**

「できることがよくて、できないことはダメ」という価値観」は児童の最善の利益を損なうおそれがあります。

大切にしたい  
かかわり

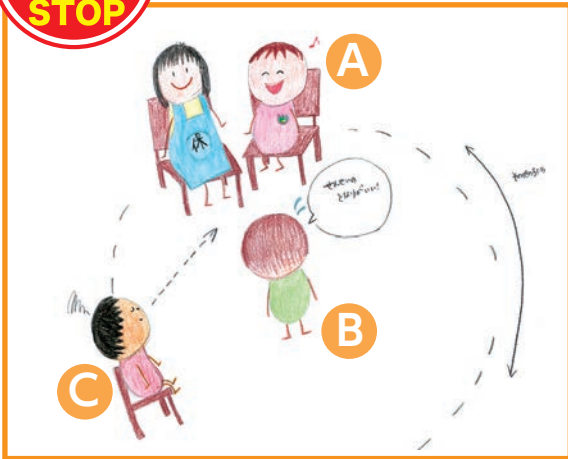


泣いているAの思いの奥に何があるのか、その子に聞いたり、保護者と話をしたり、自分のこれまでの声かけをふり返ったりすることが大切です。また、強制的に描かせるのではなく自分から描きたいと思える環境をつくることも大切です。また、描いたものや描く過程を自信につなげ、自尊感情を育むことが重要です。





## 事例② 「先生の横に座りたいA、B、C」



みんなで円になって座る時に、Aは先生の横に座れてうれしそうです。Bは「せんせいのとなりがいい」と思いを言葉にしています。それぞれの思いを保育者はどのように受けて止めていけばよいでしょう？

それぞれの思いを聞きたいけど…  
そもそもみんなの思い(意見)に  
心をおけてたかな…



はつと!

近くにいる子、気になる子ばかりに心がおいてませんか？何かを言いたそうにしている(ほかの場所に座っている)Cに心に向けていますか？言葉だけでなく、たくさんの表現方法で子どもたちは思い(意見)を伝えています。

**「子どもの権利 十二条 意見表明権」** \*条文での意見とは「**opinion**ではなく**views**」  
必ずしも言語的な表出を伴わない、態度やしぐさなども意見の表れとしてとらえます。つまり子どもがその権利を行使するには、思いを推察する保育者(おとな)の受け止め方が重要です。

大切にしたい  
かわり



子どもそれぞれに意見表明権があり、権利の行使のために保育者が注意を払うことを常に意識しておくことが大切です。0才児だから、5才児だからという月齢は関係ありません。言葉だけでなく、すべての子どもの表情や態度に心を配り、かわりましょう。



## 事例③ 「給食時、苦手な食べ物があるとき」



(給食時)苦手な食べ物があるAさん。本人に聞き、食べられる量まで減らしても、食べようとしません。しかし、好きなおかずはおかわりしたいと言いました。あなたはどのようにAさんにかかわりますか？

減らした分は食べてほしい。一口でもいいから食べてほしい。  
いや、でも無理やり食べさせることは適切なかかわりではないし…  
好きなおかずだけおかわりさせるのはどうなんだろう…



はつと!

無理やり食べさせることも、嫌がるからといって食べさせないことも不適切な保育となる可能性があります。

**保護者とのつながりの重要性**

子どもにとっての最善の策、支援を保護者と共に考えることが大切です。この場面に限らず、子どもが食べられない(できない)背景を知ることや、家庭への支援が必要な場合など様々な視点を得て、子どもの最善の利益を追求するためにも、同和保育が大切にしてきた家庭訪問を含め、保護者とのつながりを密にしましょう。

大切にしたい  
かわり



まずはどの子ども食に向かえる環境を整えることが大切です。「食べさせよう」とするのではなく、「食べたい」と思える環境を作ることに視点を置きかえてかわることが必要です(給食時だけでなくすべての保育の場面でも)。Aの食べられないという思い・意見(意見表明権)を受け止めるという視点を保育者は持つておきましょう。その上で家庭訪問など保護者とのやり取りを密にし、共に子どもの最善の利益を考えることが、子どもへの「適切なかかわり」を実現することにつながります。



# はっとふっとはっとすずろく

「はっと」気づいて、「ふっと」笑って、語り合って「はっと」して、明日からの保育につなげよう！



自分を  
ふりかえる。  
ズズ戻る。

思い(意見)の  
表現方法はそれぞれ



その声かけ  
誰のため？

年休を  
取得する。  
一回休み。

子どもの権利条約  
とれだけ  
理解してるかな

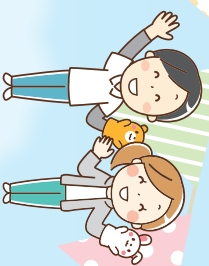
子どもの意見を  
聞いているかな

全員から  
はっとふっとはっと  
カードを1枚もらよう。  
仲間の力をかりよう。

意見表明権  
子どもの意見って？



とても  
良い気分。  
ズズすずび。

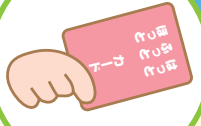
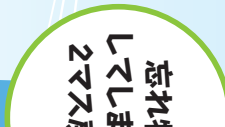


忘れ物を  
してしまつた。  
ズズ戻る。

適切な  
かかわりかたって...



仲間の力になるよ。  
左どりの人に  
はっとふっとはっと  
カード1枚わたす。



ちよつと  
一休みをする。  
一回休み。



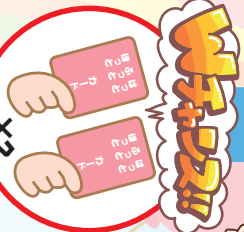
年休を  
取得する。  
一回休み。



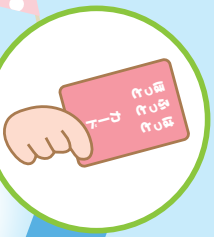
言い聞かせるの？  
言いなりになるの？



手持ちカードを  
誰かとすべ  
交換する。



X2

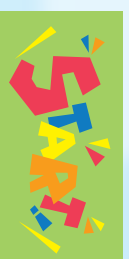


ゴールしたら  
すこころの感想を語り、  
自分の保育者としての目標を語り、  
園・所の仲間と共有しよう！



## ルール

- はっとふっとはっとカードに止まったら、カードを引き、カードに対する自分の思いを語ったりカードの指示通りにしたりすることができればカードをもらおう。
- STOPカードは、どの数が出てもしっかり、枠線と同じ色の事例をリフレットを見て、自分の保育をふりかえつたイベントを語る。
- カードの枚数が一番多い人が優勝。





# 子どもの思いを共にする

2024年、日本が子どもの権利条約を批准して30年が経ちました。ここ数年、子どもの権利を念頭においた制度改革や条例づくり、取組は活発に行われていますが、子どもを取り巻く状況は厳しいものがあります。いじめや虐待、スマホの長時間使用、経験の格差など、おとなの世界で起きている問題が、子どもにおいて現れています。子どもたちは今、自分の周囲に広がる世界をどのように捉えているのでしょうか。

そのような中、今回の人権保育プロジェクトでは保育の根っこにある、子どもの思いとの向き合い方を取り上げることになりました。人間は人の間に存在するものであって、思い通りにならないこと、個人の力では太刀打ちできないことも多々あります。一方で私たちは、それを受け止める力も変えていく力もあります。就学前の子どもたちも例外ではありません。ただしそれは、一人ではなし得ないことです。子どもの心の奥に触れるとき、私たちは子どもの中に引き寄せられ、すーっと入り込んでいくような感覚を経験します。子どもはそれを感じ取って、私たちに応えてくれます。

思いを共にする経験は、互いの存在を承認します。おとなは子どもに何かを与える存在でも、逆に受け取るだけの存在でもありません。その境界を越える営みが保育の現場にはあります。それが奪われた結果として、権利の問題が浮上ります。思いが大切にされ、他者と共に在る社会づくりを、保育の現場からつくっていきましょう。

人権保育プロジェクトアドバイザー 三重大学 教育学部 栗田 季佳



公益社団法人三重県人権教育研究協議会

<https://www.sandokyo.jp>

- 2024年度のリーフレット・すごろく・カード等のデータは、  
公益社団法人三重県人権教育研究協議会のホームページからダウンロードできます。  
公益社団法人三重県人権教育研究協議会 <https://www.sandokyo.jp>



- 公益社団法人三重県人権教育研究協議会のホームページからリーフレットのバックナンバーがダウンロードできます。

- ▶2023年度 / 「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）について考えよう」
- ▶2022年度 / 「誰もが安心して過ごすことのできる園・所にするために～保育でのエピソードをもとにして～」
- ▶2021年度 / 「子どもや保護者の思いを受け止められていますか～自分の保育を振り返って～」
- ▶2020年度 / 「子どもを認め、寄り添う」とは
- ▶2019年度 / 「乳児期からの人権保育～2歳の生活から考える～」
- ▶2018年度 / 「乳児期からの人権保育～1歳の生活から考える～」
- ▶2017年度 / 「ともに育ち合う保育～保護者とともに～」
- ▶2016年度 / 「ともに育ち合う保育～『障がい児共生保育』の視点から考える～」
- ▶2015年度 / 「あそぼう！つながろう！～心をつなぎ合う意図的なふれあい活動をどのように展開するか～」
- ▶2014年度 / 「自尊感情を育むには…②」
- ▶2013年度 / 「自尊感情を育むには…」
- ▶2012年度 / 「多文化共生から人権保育を考える④」
- ▶2011年度 / 「多文化共生から人権保育を考える③」
- ▶2010年度 / 「多文化共生から人権保育を考える②」
- ▶2009年度 / 「多文化共生から人権保育を考える①」
- ▶2008年度 / 「いじめ対応の根っこにあるものは？」
- ▶2007年度 / 「節分・雛祭りを人権保育の視点で考える（最終報告）」
- ▶2006年度 / 「節分・雛祭りを人権保育の視点で考える（中間報告）」

